

新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等実施ガイドライン【Ver.5】

1 目的

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症を踏まえたイベント等の実施に関して、人の集まる空間に病原体が持ち込まれることを最小限にするとともに、もし持ち込まれたとしても集団内で二次感染が起きるリスクを最小限とすることを目的とする。

2 県主催イベントの対応

(1) 開催

- ・ 県が主催するイベントは、(2)「イベント開催時の必要な感染防止対策」を参考に、個別にイベントの性質・施設の状況等を踏まえた感染防止対策を行い、「社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく要請について」で示されているイベントの留意事項（参加人数等）を遵守した上で開催する。
- ・ 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、併せて危機管理課への事前相談を行う。なお、事前相談において、危機管理課は適切な感染防止対策をとれているかどうかを確認し、最終的にどのような感染防止対策をとるか、イベントの開催の可否等の判断については、イベント担当課の責任において行うものとする。

※社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく要請について

https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00064.html

※全国的又は大規模イベントの開催に伴う県への事前相談について

https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00071.html

(2) イベント開催時の必要な感染防止対策

	項 目	内 容
①	マスク常時着用の担保	マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 ※マスクを持参していない者がいた場合は、県側で配布を行う等、マスク100%を担保。
②	大声をださないことの担保	大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
③	手洗	こまめな手洗の奨励
④	消毒	施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑤	換気	法令等を遵守した空調設備が設置されているか確認、こまめな換気
⑥	密集の回避	入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 ※必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合は、そのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑦	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限り。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）
⑧	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での飲食の制限・過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑨	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置※ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。

⑩	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 <p>※アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p>
⑪	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者は出演・練習を控える。 ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者館での感染リスクへの対処
⑫	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑬	ガイドライン遵守の旨の周知	業種別ガイドライン（注）のあるイベントについては、業種別ガイドラインに従った感染防止対策を遵守し、その旨を参加者へ周知する
⑭	健康状態申告書の提出	参加者に健康状態申告書（様式1）の提出を求める。

（注）内閣官房のHPにおいて、各業界団体等が作成している業種別ガイドラインを公表している。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【会議・講演会における感染防止対策例】

参加者には、講演会の開催通知、チラシ、HP等で、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で参加するよう徹底し、検温をされてない方については、参加をお断りすることがあることを徹底する。

1) 入場時の体調チェック・マスク着用の確認・登録・ポリシー周知・手洗い

①体調チェック→ ②マスク着用の確認→ ③登録→ ④ポリシー周知→⑤手洗い→
⑥入場

①体調チェック

- ・ 非接触式体温計を使用し、検温を行う。
- ・ 健康状態申告書（様式1参照）の提出
- ・ 発熱者・有症状者の入場は断る。

※ 既往症（例：咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は入場を認める。

②マスク着用の確認

- ・ マスク着用を確認し、持参していない者がいた場合は、マスクを配布する等して、マスク100%を担保する。

③入場登録

- ・ 接触を防ぐため徹底した入場管理を行う。

④入場時の施設内行動ポリシー周知

- ・ 施設利用上の留意事項を作成し、参加者に配布し徹底する。

⑤手洗い

- ・ 受付に設置したアルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底する。

⑥入場

- ・ 以上⑤までを行った方は、入館を許可する。
なお、入館後もトイレ等での手洗いを小まめに行うことを推奨する。
- ・ 入場者には接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨する。

⑦入場時の留意事項

- ・ 受付では、参加者の間隔が1.5メートル以内にならないよう留意する。

2) 講演会等の主催者による適切な環境管理

- ・ 講演会等の途中においても適宜手洗いができるような場を確保する
- ・ 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。
定期的に外気を取り入れる換気を行う。
- ・ 会場の定員や座席間隔については、「社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく要請について」で示しているイベントの留意事項を参考に人が密集しないよう工夫する。
- ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意する。
- ・ 共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩

素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。

- ・ 入退場に時間差を設け、人の密集を回避する。また、常に人の出入りがあるイベントの場合は、入場口と退場口を分けるなど、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。

3) 講演者・スタッフの行動管理

- ・ 有症状者は出演・出勤を控える。

4) 安全衛生スタッフの配置

- ・ イベントを実施する場合には、必要に応じて、医療スタッフを常駐させるなど、適切な環境でイベントが開催されるよう十分な配慮を行うものとする。

5) 飲食関連

- ・ 食事の提供を行う場合には、パッケージされた食事を個別提供する等の工夫を行う。
- ・ 飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での飲食の制限を行う。
- ・ また、2メートル以上の間隔を空け、壁の方を向いて食べる、極力会話をしないなど十分な対策を行うこと。

6) 喫煙

- ・ 感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。

7) ゴミ箱

- ・ ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いること（足ぶみ式で開閉できるものが望ましい。）。

8) 換気

- ・ 一定時間（概ね1時間程度）が経過したら休憩を入れ、会場内の換気を行うように努める。

9) 参加者の催物前後の行動管理

- ・ イベント前後においても個人として感染防止対策を行ってもらうように注意喚起する。

10) 事後フォロー

- ・ 収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。

- ・ 参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。
- ・ 参加者には、14日間を目安に1日1～2回程度、発熱や症状の有無を確認してもらうことを依頼するものとする。

3 県有施設の対応

(1) 開館

- ・ 施設管理者において、徹底的な感染防止対策を取った上で開館する。
- ・ 開館に当たっては、別途定める“「新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等実施ガイドライン」に基づく感染防止対策に係る検証実施要領”に基づく検証を実施するものとする。

(2) 感染リスクの評価

- ・ 以下の4つの項目について、感染リスクの評価を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①利用者の特性（感染リスクのある者が利用するか、不特定多数か否か等）②開館規模・期間・時間（利用人数および参集範囲、同一空間の滞在期間）③換気の状態④利用者同士の距離（近距離又は対面になる機会が発生するか） |
|--|

(3) 運営者として行う感染症の対策の類型

① リスクアセスメントとリスクマネジメント	
感染源	自宅で体温を測定し発熱していたら自宅待機 入場者の登録、人数制限 入場時の手指消毒・検温（持ち込み対策）
感染経路対策	接触感染対策 入場時の手指消毒・検温（持ち込み対策） 定期的な手指衛生 環境の清掃（手が触れる場所）
	飛沫感染対策 マスクの着用 距離を2m程度離す工夫 発声の機会を減らす 咳エチケット 参加者が接近しづらい動線の設定 集まる場所（昼食場所）の時差利用 同一スペースにいるスタッフ・参加者の制限 小まめな手指消毒の実施
	エアロゾル・空気感染 定期的な換気 頻繁に換気
② 特徴的なクラスターに対するリスクマネジメント	
感受性と感染源	密閉空間なら 換気設備の点検 換気を良く 換気量（一般的には一人あたり約30m ³ /h）確保 ※可能な限り2カ所以上の開口部を使用することで効率よい換気が実現
	多数が手の届く距離に集まらない 入館する人員の管理、制限 入退場に時間差を設ける 動線の工夫
	近距離の会話・発声なし 大きな発声をさせない環境→無観客 参加者同士の一定距離の確保
その他	食事及び軽食の個包装化（トングなどを使わない） 手指消毒等の手指衛生をするための資機材を身近に配備 飲食エリアに入る前の手指消毒確認又は手指消毒の徹底
③ クライシスマネジメント	
積極的疫学調査の備え（連絡先が確実な参加者名簿の作成） 濃厚接触者となり自宅待機要請がなされた場合への備え（事前説明、調整） 参加者の移動距離の最小化・記録化（例：新幹線や航空機の座席指定）	

【美術館、博物館等における感染防止対策例】

来館者には、開催通知、チラシ、HP等で、健康状態申告書に記載されている事項について、確認した上で参加するよう徹底し、検温をされてない方については、入館をお断りすることがあることを徹底する。

1) 入館時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い

①体調チェック→ ②登録→ ③ポリシー周知→ ④手洗い→ ⑤入館

①体調チェック

- ・ 非接触式体温計を使用し、検温を行う。
- ・ 健康状態申告書（様式1参照）の提出
- ※ 既往症（例：咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は入場を認める。

②入館登録

- ・ 接触を防ぐため徹底した入館管理を行う。

③入館時の館内行動ポリシー周知

- ・ 施設利用上の留意事項を作成し、参加者に配布し徹底する。

④手洗い

- ・ 受付に設置したアルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底

⑤入館

- ・ 以上④までを行った方は、入館を許可する。
- なお、入館後もトイレ等での手洗いを小まめに行うことを推奨する。

⑥入館時の留意事項

- ・ 受付では、入館者の間隔が1.5メートル以内にならないよう留意する。

2) イベント主催者による適切な環境管理

- ・ 入館時にマスクの着用、手指消毒を徹底する。また、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場を確保する。
- ・ 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行うよう努める。
- ・ 大きな声を発声させない環境づくり（声援などは控える）を行う。
- ・ 共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。
- ・ 入館時、退館時の出入口を分離、パーテーション等による人の流れの一方通行化など、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。
- ・ ある特定の場所や遊具、施設等に人が集中する可能性がある場合には、そうした場所を開放しないなどの検討を行う。

3) 密集状態の防止対策

①主な対策

- ・ 整理券を発行し、入館者数を制限する。
- ・ 「1時間に60人程度」を基準として、混雑状況等に応じて弾力的に運用する。

②具体的な方法

- ・ 入館希望者に入場可能時間を印字した整理券を交付する。
- ・ 入館可能時間までの間に、1) ①から③または④までを行う。
- ・ 入館時、退館時の出入口を分離、パーテーション等による人の流れの一方通行化など、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。
- ・ ある特定の場所や遊具、施設等に人が集中する可能性がある場合には、そうした場所を開放しないなどの検討を行う。

③ その他の対策

- ・ 展示物の解説やワークショップ等は、当分の間実施しない。

4) 安全衛生スタッフの配置

- ・ 大規模なイベント（参加者が概ね300人以上）を実施する場合には、必要に応じて、医療スタッフを常駐させるなど、適切な環境でイベントが開催されるよう十分な配慮を行うものとする。

5) 飲食関連

- ・ 所定の場所以外では食事を摂らせない。または、禁止とするなど必要な措置を行う。
- ・ 食事を摂らせる場合には、2メートル以上の間隔を空け、壁の方を向いて食べる、極力会話をしないなど十分な対策を行うこと。

6) 喫煙

- ・ 感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。

7) 入館者数の管理

- ・ 人の密集を避けるため、入館者の間隔が2m以内とならないよう十分な配慮を行うとともに、入退場に時間差を設けるなど動線の工夫も検討する。

8) ゴミ箱

- ・ ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いること（足ぶみ式で開閉できるものが望ましい。）。

9) 換気

- ・ 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を行うよう努める。
- ・ 人を密集させない環境（2 m程度の間隔を確保）を行い、会場に入る定員をいつもより少なく定めることとする。

10) 事後フォロー

- ・ 収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・ 参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。
- ・ 参加者には、14日間を目安に1日1～2回程度、発熱や症状の有無を確認してもらうことを依頼するものとする。

【ガイドラインの取扱い】

- ・ 本ガイドラインは、令和2年4月2日から適用する。
- ・ なお、群馬県内での新型コロナウイルスの感染の広がりや他県の感染状況、新型コロナウイルスに関する最新の知見等を踏まえ、適宜、適用や見直しを行うものとする。

様式 1

健康状態申告書（例）		
① 氏 名		
② 住 所		
③ 体 温	. °C	
④ 発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状	あり ・ なし	
⑤ 頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害	あり ・ なし	
⑥ 緊急連絡先	電話 （ ） -	
<p>※1 収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することはいたしません。</p> <p>2 参加者に感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力をお願いします。</p> <p>3 濃厚接触者となった場合は、14日間を目安に自宅待機をお願いすることがありますので予めご了承ください。</p>		

※入場の際、検温を実施する場合は③欄は、記入不要